令和８年１１月２４日

鹿 児 島 県 知 事
塩 田　康 一　　殿

令和９年度における
鹿児島県離島振興の推進について
（申し入れ）

鹿児島県議会離島振興議員連盟
会 長　永井　章義

離島の振興に関する申し入れについて

本県離島の振興につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、本県は南北約６００キロメートルにわたって２８の有人離島が点在し、約１５万人の人々が生活しております。

これまで本県離島におきましては、離島振興法や有人国境離島法、奄美群島振興開発特別措置法などに基づく国庫補助事業や、県の「特定離島ふるさとおこし推進事業」など、各種施策が強力に実施されてきた結果、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などが着実に進み、それぞれの地域の特性を生かした振興が図られつつあります。

しかしながら、厳しい自然的・社会的条件下にあって、自立的発展の基礎条件が必ずしも確立されたとは言い難く、交通・産業・生活基盤の整備など、今後重点的な対応が必要な課題を数多く抱えております。

現在、世界的な原材料価格の上昇や、不安定な海外情勢、円安の影響などから、国内においては物価上昇が続いています。

こうした中、離島をめぐる現状は、生活に必要な物資等の輸送に要する費用も他の地域に比べ高額であることのほか、急速な人口減少や少子高齢化の進行による地域社会の活力の低下など、一層厳しい状況が続いております。

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全や海洋資源の開発・利用など、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っております。

本県の離島において、住民の発意、創意・工夫に基づき、それぞれの離島の特性を生かした自立的発展に向けた取組を進めていくために、厳しい行財政状況の下ではありますが、次の事項について特段の御配慮を賜りますよう申し入れを行いますので、実現方についてよろしくお取り計らいください。

令和８年１１月

鹿児島県議会離島振興議員連盟
会 長　永井　章義

１　原油価格・物価高騰に対する支援

⑴　離島地域における燃油価格高騰対策の推進

離島地域における燃油価格は、本土と比較して割高となっており、経営基盤の脆弱な離島航路事業者をはじめ、住民生活や経済基盤など離島社会に大きな影響を与えている。

最近においては、不安定な海外情勢や円安の影響等もあり、ガソリンや軽油、重油の価格は、高値水準が続いており、離島の産業振興さらには本土と比べ所得水準の低い住民の生活に大きな影響を及ぼしている。

この価格格差を縮小・抑制するために創設された「離島のガソリン流通コスト対策事業」については、これを継続するとともに、同事業を実施してもなおガソリンの価格差が生じている現状を踏まえ、補助単価の見直しを行うなど、事業を拡充するとともに、他の石油製品も含め、価格是正のための施策を一層推進されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

このほか、将来にわたってガソリン及び軽油等の本土との物価格差を解消するため、離島地域における揮発油税及び地方揮発油税の恒久的な軽減措置を創設されるほか、すべての生活物資等に関する流通コストを削減する支援制度を創設されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑵　農業における生産資材高騰対策に対する支援

不安定な世界情勢により、燃料や飼料はもとより、肥料、被覆資材、家畜衛生に必要な資材など石油由来の各種資材の不足が懸念されるとともに円安等も相まって生産資材価格が高止まりしており、なかでも、畜産を中心とする離島の農業経営は、厳しい状況に直面している。

このままでは、農家経営が存続の危機に陥るとともに、我が国の食料・生産資材の安定供給に支障をきたす恐れがあり、将来を見据えた食料安全保障の観点から資材の安定確保及び価格の高騰に対する支援が急務となっている。

ついては、持続可能な農業の維持・発展のため、資材の安定確保及び価格の高騰対策が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

① 燃料や飼料はもとより、肥料、被覆資材、家畜衛生に必要な資材など石油由来の各種資材について、安定的な供給を図ること。

② 燃油価格の高騰による施設園芸農家等の経営への影響を緩和するため、「施設園芸等燃料価格高騰対策」について、引き続き農家の経営安定が図られるよう必要な予算を確保するとともに、より実効性を高めるため、急騰特例を含む発動基準の引き下げや加入要件の緩和を図ること。

③ 海外からの化学肥料原料の安定的な輸入が困難となる可能性がある中、化学肥料の価格変動による影響を緩和するため、セーフティネットの具体化に向けた検討を進めること。

④ 飼料価格の高騰により畜産農家の経営が圧迫されないよう、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保するとともに、飼料価格の高止まりに対して、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を措置すること。

⑤ 飼料穀物の備蓄対策について、不測の事態においても安定的な製造供給体制を堅持するため、引き続き現行の備蓄規模及び予算を確保すること。
また、飼料の安定的な供給を維持するため、飼料の在庫・配送管理等の輸送効率化に向けた取組への支援について、必要な予算を確保すること。

2 奄美群島振興開発特別措置法に基づく施策の推進等

奄美群島振興開発特別措置法については、令和６年３月 29 日に奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が成立し、法の有効期限が令和 10 年度までの５年間延長されるとともに、輸送コスト支援事業や運賃軽減事業の対象地に沖縄を追加することなどが新たに盛り込まれたところであるが、地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間に所得水準や物価など経済面の格差が依然として存在している。

これらの諸格差を改善し、奄美群島の自立的発展を図るためには、法的枠組みの下、同群島の基礎的条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた振興開発を図る必要がある。

ついては、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　奄美群島振興開発事業予算の確保について

令和９年度奄美群島振興開発事業予算については、令和６年に策定された「奄美群島振興開発計画」に基づく各種事業を着実に実施できるよう、必要とする予算額を十分に確保すること。

⑵　奄美群島振興交付金の充実について

奄美群島振興交付金については、地域の裁量に基づく施策の展開を後押ししていることから、地元の実情等に沿った更なる制度の拡充や事業の実施に配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。

⑶　独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する支援等ついて

奄美基金は、一次産業従事者や信用力が弱い中小零細企業者を対象に、地域に密着したきめ細かな対応のできる政策金融機関として、群島の自立的発展を図る上で必要不可欠な存在であるが、近年、毎年度損失を計上しており繰越欠損金の解消が課題となっている。

同基金においては、令和６年度に改正された奄振法に基づき、コンサルティング業務の追加や、協調融資の融資限度額の引上げなど財務内容の改善に向けた機能強化が図られたところであるが、より一層の財務状況の改善のための支援・助言を行うこと。

⑷　離島割引制度におけるマイナンバーカードの連携について

離島割引制度における利用者カードは、各自治体が申請受付、発行、更新等を個別に行っており、住所変更や転出入に伴う手続きの対応、カード管理、本人確認等に係る事務負担が発生しているところである。また、転出後も使用される可能性もあり、制度の適正利用の観点でも課題がある。

ついては、住所情報の変更が行政手続きと連動して更新されるマイナンバーカードとの連携について検討をお願いしたい。

３　離島振興法に基づく施策の推進等

離島地域においては、離島振興法に基づき各般の施策が展開されているところであるが、厳しい地理的・自然的条件下にあって、急速な少子高齢化の進展や本土と比べ、高い離島物価の問題など、依然として多くの問題が解決されておらず、離島の自立的発展に向け、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、引き続き法に基づく特別措置が必要である。

ついては、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　離島振興法に係る所要の事業の推進について

離島振興開発に係る道路、港湾等の事業が確実に実施できるよう、必要な予算額の確保を図るとともに、高速安定航行が可能な船舶などに対する設備投資や遠隔医療の実施等による医療の充実など、令和４年の法改正において新たに規定された事項を含め、離島振興法において規定されている配慮事項については、そのための施策を確実に実施すること。

⑵　離島活性化交付金等の充実・確保について

離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。

また、離島広域活性化事業についても、必要な予算額確保を図ること。

⑶　離島地域における消費税の負担軽減の検討について

地理的条件等により、総体的に物価が高い離島地域（奄美を含む）においては、本土との地域格差を是正する観点から、消費税負担の軽減を検討すること。

４　改正有人国境離島法に基づく施策の推進等

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」では、特定有人国境離島地域においては、地域社会の維持に係る施策に対し、国が必要な財源上の措置を講ずることとされている。

同法に基づき、平成２９年４月に「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、本県においても、航路・航空路運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減など、地域社会の維持に係る施策が実施されているところであるが、本年７月８日に改正有人国境離島法が成立し、法の有効期限が令和 18 年度末までの 10 年間延長されることとなった。

今後、県においては、国の基本方針に基づき新たに「鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」を策定し、同計画に基づく各般の施策を実施していく必要があるところである。

ついては、地域社会の維持を図るための施策を確実に実施できるよう、各市町村と連携を密にしながら、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　基盤整備に係る予算の確保について

有人国境離島地域が有する領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港の整備に必要な予算額の確保を図ること。

⑵　航路・航空路における運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減等について

特定有人国境離島地域においては、航路・航空路の運賃低廉化や農水産品の移出等に係る輸送コストの支援などの地域社会の維持に係る施策に加え、船舶更新などの航路・航空路の維持・確保に係る施策を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金をはじめとした各種施策に係る対象事業の拡充や交付率の嵩上げなどによる地元負担の軽減を図るとともに、必要な予算額を確保すること。

⑶　三島地域・吐噶喇列島地域への特段の配慮について

特定有人国境離島地域の中でも、特に人口規模が小さく、自然条件等が厳しい三島地域や吐噶喇列島地域については、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等に係る対象事業の拡充や交付率の嵩上げなど、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。

⑷　船舶の更新など離島航路・航空路の維持・確保について

離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠な船舶（ジェットフォイルを含む）や航空機の更新のため、船舶建造や航空機購入に係る支援措置を講じること。

⑸　輸送コスト支援事業の拡充について

年度末の一定期間において補助対象にできない現在の事務手続きの改善など、地域の実情を踏まえ、特段の配慮を行うこと。

５　特定離島に対する県単独事業の推進

離島の中でも特に自然的・社会的に厳しい条件下にある三島村、十島村、甑島、加計呂麻島等の特定離島を対象に、市町村等が行う事業については、特定離島ふるさとおこし推進事業によりその推進が図られ、一定の成果をあげているところである。

今年度も県費で９億円の予算が確保されているが、引き続き予算を確保され、さらに、より地域の実情に応じた採択基準に変更する等、地域の特性を生かした産業の振興、生活基盤の整備等住民の日常生活に密着したきめ細かな事業を推進されるようお願いしたい。

６　離島における鹿児島県地域振興推進事業の推進

地域振興局・支庁が各地域における県政の総合拠点として地域振興を図るため、地域振興推進事業により１地域振興局・支庁あたり１億円の予算が確保され、一定の成果をあげているところである。

来年度も、引き続き予算を確保され、各地域固有の課題解決や地域活性化策に、迅速かつ柔軟に取り組めるような事業を推進されるようお願いしたい。

7　離島航空路線及び空港施設機能の維持・充実

離島航空路線は、地域住民の日常生活や観光などの産業活動にとって必要不可欠な交通手段であるが、一般的に運航距離が短く需要が少ないこと、また、円安進行に伴う整備費の増加に加え、人件費の上昇や燃油価格高騰等の増加に伴う運航コストの上昇により、採算面で課題を抱えている。

国においては、これまでも航空機購入費、運航費等の補助制度及び航空機燃料税、着陸料の軽減措置の拡充、地域公共交通確保維持改善事業の推進、奄美群島振興交付金制度の拡充等の総合的な支援方策を講じられ、離島住民の負担軽減が図られたところである。

今後も引き続き、離島航空路線は、安定的な住民生活や産業活動を確保するため重要なインフラであることから、離島航空路線の安定的運航の確保や利用しやすい運賃の設定、利便性の向上についても、一層の支援が求められている。

ついては、離島航空路線の実情を踏まえ、次の事項を実現されるよう今後も機会あるごとに、国等に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、検証・検討を加えること。

⑵　「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、予算配分に当たっては、地域における交通ネットワークの現況や、離島の地域特性に配慮すること。

⑶　地域公共交通機関の確保・維持に必要な地方公共団体の財政負担に対する財政支援措置を一層拡充すること。

⑷　機体購入費等の補助や、着陸料や公租公課費の軽減等を内容とする「離島航空路支援」のための法整備に速やかに着手すること。

⑸　離島航空路線をはじめ、航空機燃料税の軽減に係る特例措置を延長すること。

⑹　種子島・徳之島～東京・大阪間の直行航空路線の開設など、離島空港と東京・大阪・福岡等との国内航空路線や離島間の航空路線の拡充を支援すること。

⑺　航空機の安全運航を確保するため、滑走路端安全区域の整備や場周柵の更新及び照明施設の改良など離島空港施設の機能保持・向上に必要な事業費を確保すること。

⑻　多くの離島路線を有する鹿児島空港においては、離島便が使用可能なボーディングブリッジの増設など、離島路線の利用客の利便性向上のための施設整備を促進すること。

⑼　屋久島空港について、関東方面からのジェット機による直行便の就航に必要な滑走路長 2,000ｍへの整備を計画的に推進するため、必要な事業費を確保すること。

⑽　種子島空港について、海外の商業衛星打ち上げ受注を推進するため、大型輸送機の離着陸に必要な滑走路長 3,000ｍへの整備を新規事業化すること。

８　離島航路及び港湾施設機能の維持・充実

離島航路は、地域住民の日常生活の維持に必要不可欠であるとともに産業活動を支え産業振興に大きく寄与してきている。しかし、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費の高騰等により、その経営環境は極めて厳しく航路の維持・存続が困難な状況にある。

国、県においては、その維持を図るため、運航費等に対する補助や地域公共交通確保維持改善事業等により補助金額、運賃軽減について総合的な支援方策が講じられている。

ついては、引き続き離島航路が安定的に維持・存続されるよう努められるとともに、次の事項について、その充実が図られるよう今後とも機会あるごとに、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分な予算を確保するとともに、補助金の算定に当たっては、燃油高騰や各航路の実情等に十分配慮し、航路事業者はもとより、県や市町村の負担が軽減されるよう、必要な措置を講ずること。

⑵　離島航路の船舶が定期検査等を受ける際、やむを得ず代船として貨物船などを傭船した場合も、本事業の補助対象に含めること。

⑶　離島航路は、離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠であるが、老朽化するジェットフォイルやその他の船舶の更新にあたり、高額な船価が課題となっていることから、ジェットフォイル更新については引き続き予算措置を講ずるとともに、その他の船舶についても円滑な更新がなされるよう、船舶建造に係る一層の支援措置を講ずること。

⑷　「フェリー屋久島２」等の離島航路の維持方策に必要な地方公共団体の財政負担に対する全面的な財政支援及び抜本的な制度見直しを行うこと。

⑸　非常時の離島への人員輸送や物資輸送手段の確保について、住民生活に支障をきたさないよう、財政力の弱い小規模自治体も含めて、広く関係者の協力を得られる包括的支援体制を構築すること。

⑹　国内外の交流・物流を支える港湾の整備、生活航路の拠点として離島・奄美地域を支える港湾の整備及び災害に強い港湾の整備などに要する事業費の総額を確保した上で、本県にとって必要な港湾を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。

⑺　多大な事業費を要する港湾整備は、小規模自治体である三島村や十島村にとって財政負担が大きく、両村の港湾整備が進まない要因の一つとなっていることから、両村が実施する港湾整備に対し財政措置の充実を図ること。

⑻　村営船「フェリーとしま」は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第７条の特例措置により、燃料輸送が限定的に認められているが、台風の影響などによる航路の欠航などにより、石油製品の流通・安定供給に支障をきたしていることから、安定的な燃料供給の確保に向けた規制緩和等の措置を講じること。

９　道路整備の推進

離島における交通体系及び産業基盤を整備するため、各々の離島の実情に即し、また、災害に強い道路・農道・林道・漁港関連道などの整備の推進をお願いしたい。

特に、関係市町村から要望が出されている「県道長浜手打港線」、「甑島縦貫道」、「獅子島内の県道認定及び整備」、「種子島における宇宙開発に伴う道路整備」などの整備推進等をお願いしたい。

また、併せて、必要な予算額の確保を図るよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

10　無電柱化の推進

例年、台風襲来の度に電柱倒壊や電線被害による停電のほか、車両の通行等にも支障を来すなど、県民生活に大きな影響がある。無電柱化について、本県ではこれまで、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止等を図るため、主に電柱や電線が輻輳する都市部の幹線道路を中心に事業が進められている。

多額の費用を要することや関係者間の連絡調整に時間を要する等により、特に離島・奄美地域では無電柱化が進んでいない状況である。

県においては、令和３年５月に国土交通省において策定された無電柱化推進計画を基本として、令和４年３月に鹿児島県無電柱化推進計画の見直しを行われ、事業推進がなされているところであるが、台風常襲地帯であるなどの離島の地域特性を十分認識し、無電柱化を推進するため、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　道路関係予算総額の拡大を図り、無電柱化に必要な予算を確保すること。

⑵　無電柱化のコスト縮減に資する技術開発及び国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行うこと。

⑶　国は、無電柱化を推進するため、推進計画の策定を市町村に働きかけるとともに、計画段階からの合意形成に関する参考図書などマニュアル等を作成し、必要な技術的支援を積極的に行うこと。

⑷　離島・奄美地域においても、防災面からも無電柱化の推進が図られるよう特段の配慮を行うこと。

11　離島における情報基盤の整備・利活用に対する支援策の充実

台風や豪雨等の災害の多い離島にとって、情報基盤の整備や利活用の促進は、重要な課題である。

情報基盤の整備・利活用の支援策の充実は、地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しくそれを享受するとともに、災害に強く安心して快適に生活できる社会の実現に繋がると考える。

また、都市部からの移住者を呼び込むためには、第５、第６世代移動通信システム（５Ｇ、６Ｇ）や光ファイバ等超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備が重要となっている。

しかしながら、その整備には多額の費用を要することから、一部の市町村においては､公設公営方式により整備を進めているが、施設の維持管理に係る負担は市町村財政に重くのしかかっている。

地域住民に安定的な情報通信サービスを提供するためには、施設の維持管理や更新等に対する支援拡充が望まれる。

ついては、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　離島等の条件不利地域において情報格差が生じないよう、通信事業者の離島部への５Ｇ・６Ｇ基地局の早期整備や、地方公共団体が整備した光ファイバや携帯電話基地局などの情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新等に対する支援策を拡充すること。

⑵　携帯電話の不感地域・通信不能地域の早期解消に向け、各通信事業者への積極的な働きかけを行うこと。

⑶　公設公営で整備された光ファイバの民間への移行が円滑に進むよう、移行に当たって民間事業者等が新設等を行う際の支援制度を継続するとともに、特に山間地や離島地域における補助率の嵩上げなど、支援の拡充を図ること。

12　さとうきびの生産振興対策の充実・強化

さとうきびは、本県南西諸島の約６割の農家が生産している基幹作物であるとともに、製糖業は地域経済を支える重要な役割を担っている。

しかし、台風等の自然災害や病害虫被害等により、生産性が不安定な状況にあることや、高齢化や後継者不足等により、栽培面積が減少傾向にあるところである。
ついては、より一層の生産性向上や経営安定が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　さとうきびの生産性及び品質向上を図るため、営農機械等の生産基盤の整備に必要な財源を確保するとともに、各島の気象・土壌条件に適した株出適性にも優れた高糖・多収の優良品種の育成に取り組むこと。併せてさとうきび圃場での難防除雑草（ギニアグラス）の被害拡大防止対策にも取り組むこと。

⑵　台風等気象災害や病害虫発生時のセーフティネットとして、さとうきびの生産回復・増産に向けた取組等を引き続き支援するため、「さとうきび増産基金」に必要な予算を確保すること。

⑶　糖価調整制度に基づく生産者交付金について、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるよう、再生産可能な水準を確保すること。

13　特殊病害虫侵入・拡大防止対策の強化

植物防疫対策においては、特殊病害虫等の侵入や生息地域の拡大を防ぐため、県では病害虫防除所を中心として、継続的な侵入警戒調査や県民への注意喚起等に取り組んでいるが、地球温暖化や物流の活発化に伴い、アリモドキゾウムシやイモゾウムシ、ミカンコミバエ、セグロウリミバエなどの特殊病害虫の侵入が相次いでおり、特殊病害虫等の生息・発生地域の拡大及び生息・発生地域での多発生が危惧される。
これらの病害虫は、さつまいもや柑橘類など本県の主要農産物に甚大な被害をもたらす恐れがあることから、関係機関との連携によるより一層の植物防疫体制の強化と迅速かつ的確な対応が図られるよう、次の事項について、国に対して強い要望をお願いしたい。

⑴　特殊病害虫等の分布拡大を阻止する侵入防止対策の充実

植物検疫に関する広報と理解促進を一層強化するとともに、トカラ列島以南に生息しているアリモドキゾウムシや、十島村宝島以南に生息しているイモゾウムシ等が全国有数のさつま

いも産地である種子島や南九州地域に侵入しないよう、有効な侵入防止対策や必要な侵入警戒調査が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、ミカンコミバエが奄美群島等に再侵入しないよう、引き続き侵入警戒体勢の強化を図るとともに、万が一、侵入した場合には迅速かつ適切な防除が実施できるよう必要な予算を確保すること。特に、誘殺板については、備蓄枚数の増加を図るとともに、離島での初動対応に迅速に対処するため備蓄体制の強化を図ること。

さらに、セグロウリミバエについては、国主導による侵入調査事業を実施するとともに、国が主体となってまん延・定着しないよう防除対策の確立や、不妊虫放飼を含めた広域での防除体制の整備を図り、必要な予算を確保すること。

⑵　生息・発生地域における特殊病害虫の防除・根絶対策の充実

アリモドキゾウムシ等の根絶に向けた防除対策を、喜界島で発生が少なくなった地域を中心に実施するとともに、奄美群島でさつまいもの栽培実証を行うために必要な予算を確保すること。

また、沖永良部以南に発生しているカンキツグリーニング病について、根絶に向けた防除対策や、未発生地域への侵入防止対策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

14　畜産副産物等関連対策の整備・強化

化製場等の施設がなく、民間の死亡獣畜処理事業者が不在の離島においては、島内で獣畜が死亡した場合、島内の死亡獣畜処理施設において、焼却処理を行う必要がある。

しかし、生産者負担による施設運営や、施設の老朽化に伴う修繕費及び燃料費等の高騰が続いており、施設の運営には多くの課題があるところである。

ついては、特に化製場を備えていない離島において公共の死亡獣畜処理施設の整備をお願いしたい。

あわせて、死亡獣畜処理後の焼却灰は、牛海綿状脳症対策特別措置法が施行されたことに伴う肥料の品質の確保等に関する法律の改正で、「原料となる部位に、牛の脊柱等を含まない」等の条件が付されたため、島内での処理ができず、島外の廃棄物事業者による輸送・処理を行う必要がある。

ついては、加熱処理済みの焼却灰について、肥料として資源化・利用できるよう、国に対して規制緩和の要望を強くお願いしたい。

15　世界自然遺産の保全と利活用の推進

世界自然遺産は、現代・将来の人類にとって顕著で普遍的な価値を有し、国全体で継承していく責務がある。これまで、本県では、これらの地域において、外来種対策や希少種保全など、各種保全活動に取り組んできた。一方で、本県内の世界自然遺産地域（屋久島・奄美大島・徳之島）はいずれも離島であり、物価上昇や物資等の輸送費の増加、人口流出等の影響により、これらの課題解決に必要な予算及び人材の確保が困難である。

また、２つの世界自然遺産を持つ、全国唯一の県となっていることから、今後の本県の観光戦略を構築するうえで、世界に誇る貴重な観光資源として、一層の活用が期待されているところである。

そこで、将来に渡ってそれぞれの地域特有の価値の保全管理と利活用に向けた取組を進めて行くため、次の事項について、必要な支援を講じるよう、国に対して要望をお願いしたい。

⑴　世界自然遺産地域の保全や振興に関する予算及び体制の確保

世界自然遺産地域の保全や振興に関する予算の拡充や、環境省等の現地体制の更なる充実、希少種による農作物被害の実態調査等の世界自然遺産と地域とが共存するあり方の検討及び仕組み作りに積極的に関与し、必要な支援を実施すること。

⑵　持続可能で高付加価値な観光地づくりに対する支援

ハード・ソフト両面から世界自然遺産地域の受入環境整備及び魅力向上・発信に係る事業を強化するとともに、日本政府観光局等による一体的な海外への情報発信を強化すること。また、世界自然遺産地域における人数規制等の利用ルールの設定や登録地域間における定期航空路の新規就航や定期航路の拡充に向けた取組を含め、持続可能で高付加価値な観光地づくりを進める取組に対して、必要な支援を行うこと。

16　宇宙開発の促進

世界の商業宇宙市場の規模は、宇宙産業基盤を有していない新興国の人口衛星打ち上げ機数の増加などにより、今後、拡大する見通しである。

宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン２０３０等に基づく長期的かつ戦略的な宇宙開発利用の推進を図るため、種子島ロケット打上げ施設や、衛星の直接空輸を可能とするための種子島空港滑走路の延伸をはじめとする周辺インフラの整備充実を図るとともに、利用を促進されるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

17　離島における廃棄物・リサイクル対策等の推進

離島地域は本土と比較し、家電リサイクルに係る収集運搬料金が高く、廃家電の不法投棄にも繋がることから、経済的負担軽減のため、現在、一般財団法人家電製品協会により、海上輸送経費への助成による負担軽減措置（離島対策事業協力制度）が講じられているところであるが、当該制度によってもなお、本土とは大きな格差が生じているところである。

ついては、今後とも家電リサイクルに係る離島住民の経済的負担がより軽減されるよう、「離島対策事業協力制度」の継続のほか、料金軽減のための離島への指定引取場所の設置、料金逃れによる不法投棄防止のためのリサイクル料金の前払制度の導入について、国に対して要望をお願いしたい。

また、小型家電リサイクルについては、支援措置が講じられていないことから、離島地域の取組が進まない状況にある。

ついては、離島地域における小型家電リサイクルの海上輸送費の市町村負担の軽減についても特段の措置を講じるよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

あわせて、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業について、同法の規定等を踏まえ、所要額を確保するよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

18　離島・へき地医療対策の充実・推進

離島・へき地住民の医療の確保については、離島へき地医療確保対策事業等によりその推進を図っているが、全般的な医療供給基盤の整備が立ち遅れており、医療機関の利用が困難な地域が存在する。

ついては、離島・へき地住民の医療を確保するため、へき地医療支援機構及びへき地医療拠点病院を中心とする体系的な医療供給体制の整備充実を図るとともに、巡回診療の実施・回数増に努めるなど、諸施策の積極的な推進をお願いしたい。

また、島外の医療機関での診療が必要な場合における運賃や宿泊費等の財政的支援及び子どもが長期入院中の病状確認や医師との面談のために付添者のみが移動する場合についても離島地域子ども通院費等支援事業の補助対象となるよう制度拡充をお願いしたい。

加えて、奄美南部三島のヘリによる救急搬送や三島・十島におけるドクターヘリ及び消防・防災ヘリの夜間運航については、地域の実情に即した効果的な搬送となるよう、関係機関と連携を図りながら検討するとともに、平成３０年３月に奄美大島の血液製剤備蓄所が撤退し、輸血用血液製剤の安定供給が課題となっていることについてもあらゆる機会を活用して、早期の課題解決に向けた具体的な検討をするようお願いしたい。

19　離島における人材確保対策の充実・強化

本県離島の多くが本土から遠隔地にあるという地理的条件等から、人口減少や高齢化が進行しており、地域社会の活力が失われつつある。こうした状況の中、持続可能な地域の形成に向け、将来にわたり地域で活躍する人材の確保が重要である。

ついては、地域の実情に即した支援体制の構築の推進をお願いしたい。

⑴　医師確保対策について

離島地域においては、特に、産婦人科、小児科、耳鼻いんこう科、奄美南部三島（徳之島・沖永良部島・与論島）における精神科等の専門医の診療強化並びに予防医療強化が必要である。

医師の確保については、緊急医師確保対策事業を積極的に推進されるとともに、地域の医療提供体制の維持・充実を図るために、県医師会、大学、県等で構成する「地域医療対策協議会」を十分に活用し、市町村などとも一体となった総合的な医師確保対策を推進すること。

⑵　介護人材確保対策について

離島地域においても、福祉・介護分野の人材確保が難しい状況にある。介護保険制度を今後も長期にわたり安定的に運営していくためには、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく必要があるため、介護人材確保対策を推進すること。

⑶　特定地域づくり事業の推進について

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」に対して、更なる財政的、制度的な支援を講ずること。

20　離島教育の充実

離島の学校施設の整備については、補助（負担）単価の加算措置が講じられているものの、依然、実際の工事費単価と国の補助（負担）単価に乖離があり、地方負担が大きくなっている。

ついては、実態に合わせた補助（負担）単価に引き上げを図るよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

あわせて、教職員住宅の整備についても必要な事業費を確保するとともに、老朽化した教職員住宅の解体工事についても補助対象とするよう、国に対して強い要望をお願いしたい。

また、本県の大きな特色でもある山村留学（離島留学）は、地域活性化や子どもの健全育成に大きく寄与しているため、財政面を含む更なる支援体制の推進をお願いしたい。

21　特別支援教育の充実

特別支援学校高等部のない離島においては、進学時に選択肢が限られており、また、本土に比較し、生徒や保護者に精神的及び経済的な負担が生じているケースも見受けられる。

これまで、奄美地域では、与論高校、徳之島高校及び沖永良部高校の校舎を活用した大島養護学校高等部の訪問教育が実施され、その後、名称を特別支援学校高等部支援教室と改めるとともに、平成３０年度からは喜界島と熊毛地域の屋久島においても特別支援学校高等部支援教室が設置されたところである。

ついては、分校・分教室の設置についても、引き続き、検討を行うとともに、障害の状態や特性等に応じた特別支援教育の推進

をお願いしたい。

22　海岸保全等における防災対策事業の推進

本県離島は台風常襲地帯に位置しており、その海岸線においては、台風接近時などに高潮や波浪等による被害が生じている。

特に、高潮は護岸を越波し、背後の道路や住居等への冠水被害や農作物被害などをもたらすものである。

ついては、これらの被害軽減のための高潮対策事業や海岸防災林造成事業など、各種海岸保全等のための防災対策の推進をお願いしたい。

23　奄美海上保安部へのヘリ搭載型巡視船の配備

現在、徳之島、沖永良部島、与論島における救急患者の搬送については、地元町長からの要請に基づき、自衛隊法の規定により知事が那覇の陸上自衛隊第１５旅団に対し、ヘリコプターの出動を要請し行われているほか、沖縄県のドクターヘリ、平成２８年１２月からは県立大島病院の「奄美ドクターヘリ」等により実施されているところである。

平成２２年１０月の奄美豪雨災害においては、通信網の機能不全や道路等ライフラインの崩壊等により孤立した地域が存在し、これらの孤立地域の救助の在り方等様々な課題が浮き彫りにされたところである。

ついては、大規模な災害時や急患搬送、最近の緊迫する国際情勢等に迅速かつ的確に対応する体制を強化していただく必要があることから、ヘリ搭載型巡視船を奄美海上保安部に配置していただくよう、第十管区海上保安本部に対して強い要望をお願いしたい。

24　自衛隊による離島の急患搬送体制維持

離島からの救急患者について、夜間や悪天候により県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合は、海上自衛隊第 22 航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第 15 旅団に対して災害派遣要請を行い搬送されていたが、鹿屋航空分遣隊については、令和５年１月末で廃止されたところである。

このことに対処するため、県においては、防衛省本省への要望や自衛隊の関係部隊等との協議を重ね、仮通報制度の導入による

出動時間の短縮を図るとともに、十島村の一部について、本土への搬送より早い沖縄への搬送手段を新たに確保するなど、熊本、宮崎、沖縄、鹿児島の自衛隊等が連携して、従来の搬送体制と同等の実効性のある体制を構築したところである。

ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、島内の医療資源には限界があることから、離島からの急患搬送体制が引き続き維持されるよう、防衛省に対して強い要望をお願いしたい。

鹿児島県議会離島振興議員連盟会員

会　　長	永　井　　章　義
会長代行	禧　久　　伸一郎
副 会 長	ふくし山ノブスケ
副 会 長	松　田　　浩　孝
副 会 長	鶴　薗　　真佐彦
幹 事 長	寿　　はじめ
幹　　事	宇　都　　恵　子
幹　　事	元　山　　ひさや
幹　　事	たいら　　行　雄
幹　　事	いわしげ　仁　子
事務局長	松　山　　さおり
監　　事	柴　立　　鉄　平
顧　　問	松　里　　保　廣
顧　　問	日　高　　滋

久　井　まさたか	いぬぶし　浩　幸
本　田　　しずか	内　田　　一　樹
村　野　　俊　作	平　原　　志　保
橋　口　　住　眞	角　野　　毅
岩　重　　あ　や	池　畑　　知　行
しらいし　　誠	森　　昭　男
田　畑　　浩一郎	中　村　　素　子
宝　来　　良　治	伊　藤　　浩　樹
上　山　　貞　茂	西　村　　協
おさだ　　康　秀	大久保　　博　文
前　野　　義　春	瀬戸口　　三　郎
柳　　誠　子	藤　崎　　剛
寺　田　　洋　一	小　園　しげよし
吉　留　　厚　宏	鶴　田　　志　郎
外　薗　　勝　蔵	山　田　　国　治
田之上　　耕　三	